

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に係る保険料の減免制度 該当フローチャート

1 主たる生計維持者（※1）について、令和3年中の「所得」につき、次のいずれかに該当しますか？

- ① 給与所得がある（令和3年中の給与収入が55万1千円以上の方が対象）（※2）
- ② 事業所得がある（令和3年中の事業収入から必要経費を引いた額がプラス）（※3）
- ③ 不動産所得がある（令和3年中の不動産収入から必要経費を引いた額がプラス）（※3）
- ④ 山林所得がある（令和3年中の山林収入から必要経費を引いた額がプラス）（※3）

（注）年金は含まれません。

※1 その世帯の生計を主として維持する方。原則、その世帯の保険料納入通知書のあて名の方。

※2 非自発的の失業者の方で保険料軽減制度の対象となる方に係る給与所得は対象外です。

※3 確定申告又は市県民税の申告が必要です。

はい

2 主たる生計維持者の方について、上記1の①～④で該当するものについて、（所得でなく）収入（※）の比較で、令和4年中の見込み収入が、令和3年中の収入と比べ3割以上減少するものがありますか？

※ 上記1の①（給与収入）の場合、税金や社会保険料などが引かれる前の額（いわゆる年収）。

上記1の②③④の場合、必要経費を引く前の額。

はい

3 主たる生計維持者の方について、令和3年中の所得は、次の(1)(2)のいずれにも該当しますか？

(1) 合計が1,000万円以下である。

(2) 合計から、上記1の①～④の所得（令和4年中の収入が令和3年中の収入と比べ、3割以上減少する見込みのものに係る所得のみ）を差し引いた額が、400万円以下である。

はい

本制度の減免要件に該当する可能性があります。

申請書（公式ウェブページでダウンロード可）について、記入例を参考にご記入いただき、添付書類を添付のうえ、お住まいの区の区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係あてに送付してください。

いいえ

いいえ

いいえ

本制度の
減免要件には
該当しません